

<重要事項説明書1>

介護老人保健施設 青梅すえひろ苑のご案内

(令和7年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 青梅すえひろ苑
- ・開設年月日 平成7年3月30日
- ・所在地 東京都青梅市末広町1-4-5
- ・電話番号 0428-33-3111
- ・ファックス番号 0428-33-3114
- ・代表者名 理事長 室 愛子
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357080153号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 青梅すえひろ苑の運営方針]

- ① 種々の障害の多少に関わらず利用者一人一人が自らの判断で生活して行けるよう人間性の尊重と、明るく家庭的な雰囲気のもとに、施設療養サービスと在宅支援サービスを提供します。
- ② 利用者とその家庭の立場に立った看護・看護サービス・機能訓練・相談指導を提供することで、利用者の皆様の自立を支援し、早期の家庭復帰を目指します。
- ③ いつでも気軽にくつろげる憩いの場となるよう、地域との結び付きを重視し、社会に開かれた施設作りを目指します。
- ④ 家族介護教室やボランティアの育成・情報提供を通じ、地域の医療・保健・福祉の連携を図り、地域ネットワークの拠点となるよう地域に密着した施設運営を行い、利用者の皆様が安心して生活できる地域作りを目指します。

(3)施設の職員体制

入所		通所	
・管理者	1名	・管理者	1名
・医 師	1. 05名	・医 師	1名
・看護職員	10名	・看護職員	0名
・薬剤師	0. 35名	・薬剤師	0名
・介護職員	31名	・介護職員	5名
・支援相談員	2名	・支援相談員	2名
・理学・作業療法士	2. 7名	・理学・作業療法士	1名
・管理栄養士	1名	・管理栄養士	1名
・調理師	3名	・調理師	3名
・介護支援専門員	2名	・介護支援専門員	0名
・事務職員	3名	・事務職員	3名

(4)入所定員等 ・定員105名（ 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護含む ）

・療養室 個室 17室 ・ 2人室 6室 ・ 4人室 19室

(5)通所定員 50名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ④ 通所リハビリテーション計画の立案
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション計画の立案
- ⑥ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 7時40分～
昼食 11時45分～
夕食 18時00分～
- ⑦ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑧ 医学的管理・看護
- ⑨ 介護(必要に応じ退所時の支援も行います)
- ⑩ リハビリテーション
- ⑪ 相談援助サービス
- ⑫ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑬ 理美容サービス
- ⑭ 行政手続代行

⑮ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名 称 医療法人社団仁成会 高木病院

・住 所 東京都青梅市今寺5-18-19

・協力歯科医療機関

・名 称 医療法人財団岩尾会 東京海道病院

・住 所 東京都青梅市末広町1-4-5

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会 …… 午前9時～午後5時
- ・外出・外泊……基本的には自由です。事務所に届出用紙がございますのでサービスステーションにご提出下さい。
- ・飲酒・喫煙……基本的に苑内は禁酒・禁煙です。利用サービス毎に異なりますので、ご相談ください。
- ・火気の取扱い……利用者が行うことはございません。
火気類を含めた危険物は持ち込み禁止となります。
- ・設備・備品の利用……ご不明な点は、その都度療養課にお尋ねください。
- ・所持品・備品等の持ち込み……集団生活となりますので他利用者に迷惑がかからない限りでお持ち込み下さい。
- ・金銭・貴重品の管理……原則としてお預かりはいたしません。持ち込みもご遠慮下さい。
- ・外泊時等の施設外での受診……緊急などでやむを得ず受診する場合には事務手続き上の関係、当苑まで必ずご連絡して下さい。
- ・ペットの持ち込み……お断りしております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備・・・火災・震災などに対応する最新の防災設備(スプリンクラー・直接通報装置・音声誘導装置・避難用滑り台)を設置し、又、自衛消防隊・避難訓練・防災教育など安全な体制を維持しています。
- ・防災訓練・・・年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話0428-33-3111 平日 午前9時～午後5時まで)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、エレベーター横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

個人情報の利用目的

(平成30年4月1日現在)

介護老人保健施設青梅すえひろ苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

＜重要事項説明書 3＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス利用料表
(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

[通所リハビリテーションの基本料金]

基本利用料

＜所要時間 1 時間以上 2 時間未満＞	
要介護 1	4 0 0 円
要介護 2	4 3 1 円
要介護 3	4 6 5 円
要介護 4	4 9 6 円
要介護 5	5 3 2 円
＜所要時間 3 時間以上 4 時間未満＞	
要介護 1	5 2 6 円
要介護 2	6 1 2 円
要介護 3	6 9 6 円
要介護 4	8 0 5 円
要介護 5	9 1 2 円
＜所要時間 6 時間以上 7 時間未満＞	
要介護 1	7 7 4 円
要介護 2	9 2 1 円
要介護 3	1,0 6 2 円
要介護 4	1,2 3 1 円
要介護 5	1,3 9 7 円

加算利用料

○入浴介助加算（Ⅰ）	（希望者のみ）	43 円／月
○リハビリテーションマネジメント加算	イ 開始月から 6 ヶ月以内	606 円／月
○リハビリテーションマネジメント加算	イ 開始月から 6 ヶ月超	260 円／月
○リハビリテーションマネジメント加算	ロ 開始月から 6 ヶ月以内	642 円／月
○リハビリテーションマネジメント加算	ロ 開始月から 6 ヶ月超	296 円／月
○短期集中個別リハビリテーション実施加算		
※退院（所）日又は認定日から 3 ヶ月以内の場合		119 円／日
○認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	（対象者のみ）	260 円／日
○生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始月から 6 ヶ月以内	1,354 円／月
○退院時共同指導加算	1 回につき 600 単位	650 円／回
○若年性認知症利用者受入加算	1 日につき 60 単位	65 円／日
○栄養改善加算	3 ヶ月以内 月 2 回	217 円／回
○口腔機能向上加算（Ⅰ）		162 円／回
※口腔機能改善計画に基づき口腔機能向上サービスを実施する場合		
○栄養アセスメント加算		54 円／月
○科学的介護推進体制加算		43 円／月
○中重度者ケア体制加算		22 円／日
○重度療養管理加算		108 円／日
○移行支援加算		13 円／日
○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		24 円／回
○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		19 円／回
○リハビリテーション提供体制加算（3 時間以上 4 時間未満）		13 円／日
○リハビリテーション提供体制加算（6 時間以上 7 時間未満）		26 円／日

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

[介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算）×11.1%×10.83]

◆送迎加算は基本料金に含まれています。

送迎を行わない場合は片道につき 51 円利用料より差し引かせていただきます。

◆利用料金は介護保険負担割合証の割合によって 2 割負担、3 割負担の金額になります。

◆地域加算の計算方法により、金額に若干の差が生じます。ご了承ください

自己負担分

○食費 朝食 610 円 昼食 710 円 夕食 610 円 (非課税)

※食事をおとりいただいた場合には別途食費（上記参照）がかかります。

○ケアプラン時間外施設利用料 250 円／30 分 (非課税)

○おやつ代 132 円(税込)

○オムツ破棄料(税込)

パット類 1 枚 18 円

パンツ類 1 枚 28 円

ストマ 1 枚 28 円

○オムツ使用料(税込)

尿とりパット 1 枚 25 円

リハビリパンツ 1 枚 76 円

テープ止めオムツ 1 枚 76 円

◆自己負担分は追加変更の可能性があります。その都度お知らせします。

◆おやつ代につきましては不必要の方はお申し出下さい。

◆ご不明な点は、支援相談員にお尋ね下さい。

[予防通所リハビリテーションの基本料金]

基本利用料

要支援 1	2,456 円／月	要支援 2	4,579 円／月
-------	-----------	-------	-----------

※ 送迎・入浴を含んだ料金です。

加算利用料

○予防通所リハ栄養改善加算 217 円／月

※栄養ケア計画に基づき栄養管理士等がケア等を実施した場合

○予防通所リハ栄養アセスメント加算 54 円／月

※栄養管理士等が栄養アセスメントを実施しケア等を実施した場合

○予防通所リハ口腔機能向上加算（Ⅰ） 162 円／月

※口腔機能改善計画に基づき、歯科衛生士等がケア等を実施した場合

○若年性認知症利用者受入加算 260 円／月

○一体的サービス提供加算 520 円／月

○科学的介護推進体制加算 43 円／月

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

要支援 1 95 円／月

要支援 2 191 円／月

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

要支援 1 78 円／月

要支援 2 156 円／月

○介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ

[介護報酬総単位数（基本サービス費+各種加算減算）×11.1%×10.83]

◆利用料金は介護保険負担割合証の割合によって 2 割負担、3 割負担の金額になります。

◆地域加算の計算方法により、金額に若干の差が生じます。ご了承ください。

自己負担分

○食費 朝食 610 円 昼食 710 円 夕食 610 円（非課税）

※食事をおとりいただいた場合には別途食費（上記参照）がかかります。

○ケアプラン時間外施設利用料 250 円／30 分（非課税）

○おやつ代 132 円(税込)

○オムツ破棄料(税込)

パット類	1 枚 18 円
パンツ類	1 枚 28 円
ストマ	1 枚 28 円

○オムツ使用料(税込)

尿とりパット	1 枚 25 円
リハビリパンツ	1 枚 76 円
テープ止めオムツ	1 枚 76 円

◆自己負担分は追加変更の可能性があります。その都度お知らせします。

◆おやつ代につきましては不必要の方はお申し出下さい。

◆ご不明な点は、支援相談員にお尋ね下さい。

（１）その他の料金

基本時間外施設利用料	30 分／250 円
------------	------------

苑外レクリエーションにご参加いただく場合は、入場料等かかる場合は別途ご本人負担となります。

（２）支払い方法

毎月 5 日以降に、前月分の請求書を発行し、翌利用日にお渡しします。その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（お支払い方法は、現金、銀行振込、現金書留の 3 方法からお選び下さい。）なお現金の場合は、ご利用時に担当者へお渡しください。